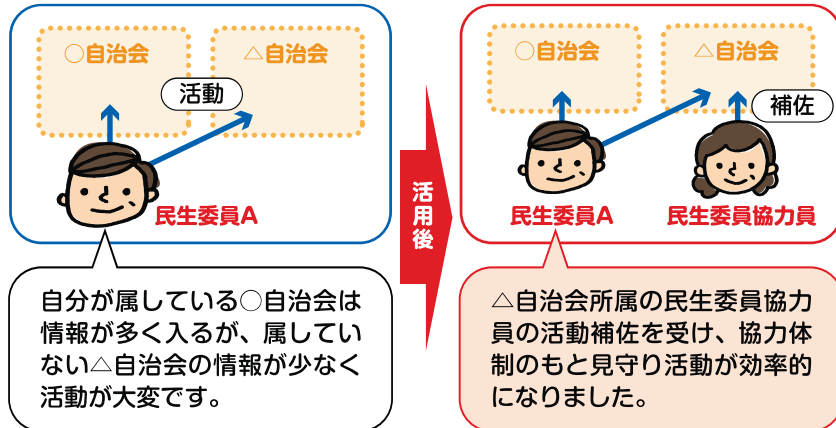


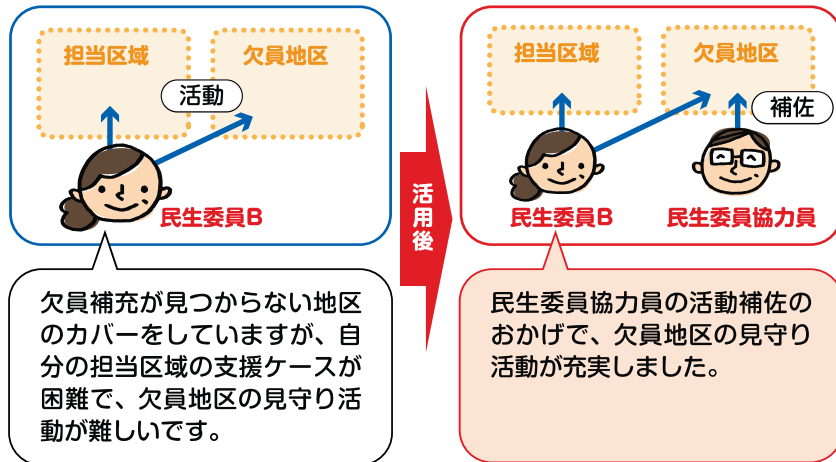
制度活用事例

◆制度利用にあたっていくつかの事例を紹介します。

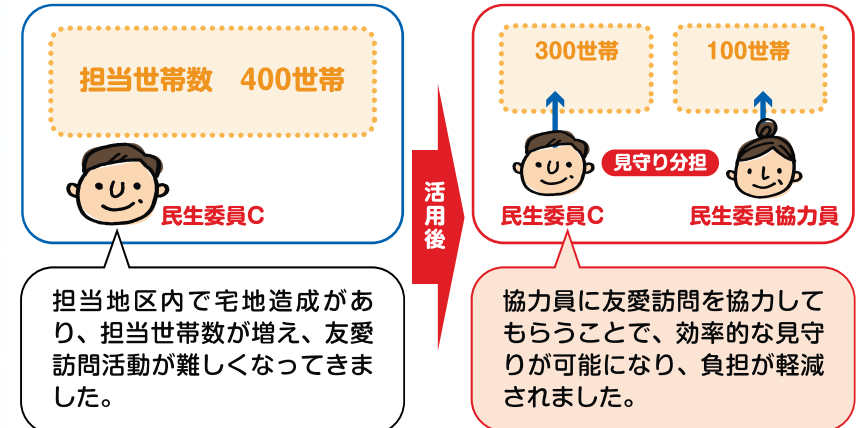
A 2つの自治会を活動エリアとして担当する民生委員Aさん



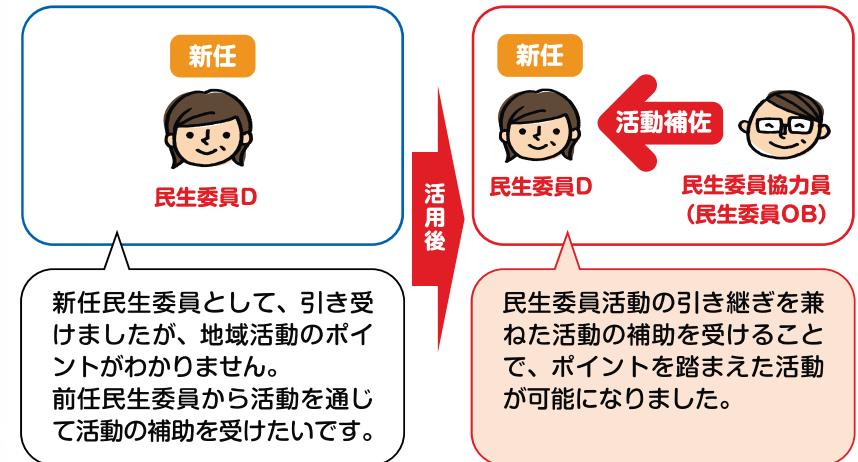
B 民生委員の欠員地区をカバーしている民生委員Bさん



C 担当世帯のカバーが難しくなってきた民生委員Cさん



D 民生委員OBから活動の補助を受けたい新任民生委員Dさん



区役所等連絡先

区役所等	電話番号
北区役所 健康福祉課	025-387-1315
東区役所 保護課	025-250-2430
中央区役所 保護課	025-223-7315
江南区役所 健康福祉課	025-382-4313
秋葉区役所 健康福祉課	0250-25-5665
南区役所 健康福祉課	025-372-6304
西区役所 健康福祉課	025-264-7315
西蒲区役所 健康福祉課	0256-72-8395
福祉部 福祉総務課	025-226-1173

書式・参考

次ページより、必要様式をコピーしてお使いください。

新潟市民生委員協力員推薦書

(あて先) 新潟市長

平成 年 月 日
 地区民生委員児童委員協議会
 会長 _____ ㊟
 電話番号 _____

新潟市民生委員協力員設置要綱に基づき、当地区民生委員児童委員協議会の民生委員は民生委員協力員設置が必要であり、かつ候補者は適格者であると認め、下記のとおり推薦します。

設置要請者（民生委員）

ふりがな	_____	住 所	〒 _____
氏 名	_____		
担当地区	_____	電話番号	— —
委嘱年月日	平成 年 月 日	担当世帯数	約 世帯
活動状況、 必要な理由等	_____		

民生委員協力員候補者

ふりがな	_____	住 所	〒 _____
氏 名	_____		
生年月日	昭・平 年 月 日	性 別	男 ・ 女
年 齢	() 歳	電話番号	— —
健康状態	良好・その他 ()	職 業	_____
民生委員 経 験 歴	無 ・ 有	活動可能 時 間	1 週約 時間
推薦理由	_____		

添付書類：宣誓書、民生委員協力員証用写真（縦 3 cm×横 2.4 cm）、活動手当入金口座届

活動手当入金口座届

(あて先) 新潟市長

宣誓書

■新潟市民生委員協力員として活動を行うにあたり、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守り、人種、信条、性別、社会的門地によって、差別的な取り扱いをしません。

■活動上知り得た支援者等の個人情報については、新潟市個人情報保護条例第5条※の規定に基づき、適正に管理するとともに、辞任後においても知り得た個人情報を守ります。

※新潟市個人情報保護条例第5条

市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自己の個人情報の適正な管理に努めるとともに、他人の個人情報の取り扱いにあたっては、その権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

■活動上の地位を宗教布教又は政党、政治的目的のために利用しません。

上記3点について遵守することを誓います。

平成 年 月 日

氏名 _____ (印)

平成 年 月 日

(あて先)
新潟市長

氏名 _____ 印

民生委員協力員活動費について、下記のとおり振込先口座を届け出ます。

記

1. 金融機関名 _____ 信託銀行・労働金庫・農業協同組合
銀行・信用金庫・信用組合

2. 支店名 _____ 支店

3. 預金区分 ①普通 ②当座

4. 口座番号

--	--	--	--	--	--	--	--

5. 口座名義人(カナ)

※支店名、口座名義人(カナ)が異なると振込ができませんので、ご確認ください。

民生委員協力員辞任届

平成 年 月 日

新潟市民生委員協力員設置要綱

(あて先) 新潟市長

住 所 新潟市
氏 名

私はこのたび民生委員協力員を辞任したいので、以下のとおり届け出ます。

辞任日 : 平成 年 月 日
辞任理由 :
確認欄 : 地区民生委員児童委員協議会会長 氏名 地区担当民生委員 氏名

返却書類 : 民生委員協力員証、保有していた個人情報文書など

(趣 旨)

第1条 民生委員児童委員(主任児童委員を除く。以下「民生委員」という。)が、社会奉仕の精神に基づき取り組む地域見守り活動において、年々増加する1人暮らし高齢者世帯などを民生委員1人で担当することが困難な場合、民生委員以外の地域住民の協力を得ながら、相互に助け合い支えあうことができる体制をつくり、もって新潟市の地域福祉を推進するため「新潟市民生委員協力員」(以下「協力員」という。)を置く。

(配置基準)

第2条 民生委員は、担当地区の民生委員活動に協力員を置くことが必要な場合には、民生委員1人につき協力員を1名置くことができる。

(委 嘱)

第3条 協力員は、民生委員法第20条第1項に定める各地区の民生委員児童委員協議会(以下「地区民児協」という。)会長の推薦に基づき、新潟市長が委嘱する。

(職 務)

第4条 協力員は、民生委員の活動範囲内において、民生委員と連携し、その指示、指導のもとに、以下の職務を遂行する。

- (1) 高齢者・障がい者等の要支援者に対する友愛訪問等の民生委員活動を補佐すること。
- (2) 活動状況について、民生委員に対して、連絡・報告・相談を常に行い、かつ、別に定める報告書を定期的に提出すること。
- (3) 活動に必要な打ち合わせ、会議等に出席すること。

(義 務)

第5条 協力員は、第4条に規定する職務の遂行にあたっては、民生委員法第15条及び同法第16条に規定される義務に準じた義務を負う。

2 協力員は、その活動において、知り得た個人情報について、新潟市個人情報保護条例第5条の規定に基づき適正に管理し、その職を退いた後も同様とする。

(任 期)

第6条 協力員の任期は、原則として民生委員の任期の範囲内で決定する。

2 再任は妨げない。

(活動費等)

第7条 当該年度に在職する協力員には、活動実費弁償として年額12,000円を支給する。ただし、当該年度において委嘱、解嘱、任期满了、死亡等により、その在職期間が全期間に満たない協力員に対する支給額は、在職した月数に1,000円を乗じて得た額とする。この場合において、1か月に満たない期間は、切り捨てる。

2 活動費は、翌年4月30日までに支給する。

(推薦)

第8条 協力員の推薦にあたっては、民生委員が、活動に協力員設置が必要だと判断した場合に、地区民児協会長に対して設置を要請し、原則として民生委員の活動範囲内の地域居住者から、協力員候補者を1名推薦することができる。

2 民生委員欠員地区を代替している民生委員が、活動に協力員設置が必要だと判断した場合に、地区民児協会長に設置を要請し、原則として欠員地区を代替している民生委員の活動範囲内の地域居住者から協力員候補者を1名推薦することができる。

3 協力員設置の要請を受けた地区民児協会長は、民生委員の活動状況により、協力員設置が必要かどうか判断する。

4 地区民児協会長は協力員設置が必要と判断した場合、候補者との面談のほか、必要に応じて地域住民に意見聴取を行い、協力員候補者が適格であると判断した場合に、新潟市長に推薦を行う。

(適格要件等)

第9条 協力員の推薦にかかる適格要件は、以下とする。

- (1) 社会奉仕の精神に富み、人格識見ともに高く、生活経験が豊富で、常識があり、社会福祉の活動に理解と熱意がある者
- (2) 原則として、民生委員の活動範囲内の地域に居住し、地域の実情をよく知り、住民から気軽に相談を受けられる者
- (3) 生活が安定しており、健康であって、民生委員活動の補佐に必要な時間を割くことができる者
- (4) 個人の人格を尊重し、人種、信条、性別、社会的門地によって、差別的な取り扱いをすることなく職務を行うことができ、個人の生活上、精神上、肉体上の秘密を守ることができる者

(解嘱)

第10条 協力員が以下に該当するときは、市長は、地区民児協会長の具申に基づき、これを解嘱することができる。

- (1) 職務の遂行に支障があり、またはこれに堪えない場合

(2) 職務を怠り、義務に違反した場合

(3) 協力員たるにふさわしくない非行のあった場合

(4) その他新潟市長が協力員たるにふさわしくないと認めた場合

(指揮監督等)

第11条 協力員が活動するにあたっての指揮監督については以下のとおりとする。

(1) 協力員は、職務に関し、市長及び地区民児協会長の指揮監督を受ける。

(2) 民生委員は協力員に対して必要な指示、指導を行い、地区民児協会長の統括・指導を受ける。

(付則)

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

【民生委員法抜粋】

第15条 民生委員は、その職務を遂行するに当たっては、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守り、人種、信条、性別、社会的身分又は門地によつて、差別的又は優先的な取扱をすることなく、且つ、その処理は、実情に即して合理的にこれを行わなければならない。


第16条 民生委員は、その職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用してはならない。

2 前項の規定に違反した民生委員は、第11条及び第12条の規定に従い解嘱せられるものとする。

第20条 民生委員は、都道府県知事が市長村長の意見をきいて定める区域ごとに、民生委員協議会を組織しなければならない。

【新潟市個人情報保護条例抜粋】

第5条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自己の個人情報の適切な管理に努めるとともに、個人情報の取り扱いにあたっては、その権利利益を侵害することのないようつとめなければならない。



民生委員・児童委員の活動パートナー
民生委員協力員の手引き

発行：新潟市福祉部福祉総務課

〒951-8550

新潟市中央区学校町通1番町602-1

TEL 025-226-1173

